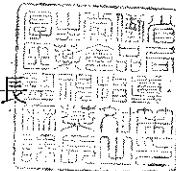


薬食監麻発 0419 第 1 号

平成 22 年 4 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成 22 年厚生労働省告示第 198 号により、薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会长、社団法人細菌製剤協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送付したことを申し添える。

記

1. 改正要旨

乾燥 BCG 膀胱内用（コンノート株）、乾燥 BCG 膀胱内用（日本株）及び乾燥 BCG ワクチンについて、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成 22 年 4 月 19 日）

適用日（平成 22 年 4 月 20 日）

○厚生労働省告示第百九十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十日から適用する。ただし、同月十九日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。

平成二十二年四月十九日

厚生労働大臣 岩妻 昭

1の生物学的製剤の表乾燥B C G膀胱内用（ロノノーム株）の項中「319,600円」を「112,100円」に、「32本」を「25本」に改め、同表乾燥B C G膀胱内用（日本株）の項及び乾燥B C Gワクチンの項を次のように改める。

乾燥B C G膀胱内用 (日本株)	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
乾燥B C Gワクチン	112,100円	1 小分製品につき内容量が液状製剤として0.1

5mLに相当する量であるとき。

40本

2 小分製品につき内容量が液状製剤として0.5
mL又は1mLに相当する量であるとき。

23本

2 の生物学的製剤の項乾燥 BCG 膀胱内用 (ロノヘル株) の皿中「3.4.8並びに」及「3.3.6及び」を削り、同項乾燥 BCG 膀胱内用 (日本株) (中腫吸盤) の皿を削り、同項乾燥 BCG 膀胱内用 (日本株) (最終段階) の皿中「(最終段階)」を削り、同項乾燥 BCGワクチン (中腫吸盤) の皿を削り、同項乾燥 BCGワクチン (最終段階) の皿中「(最終段階)」を削る。

検査法規則十二條第一項の規定は概ねは據て、も検査を取扱ふるに付て、厚生省大田の理法による医療品等の1箱を提出せよ。新田辰郎（株）新田辰郎

（検査法規則改正部会）

○検査法規則十二條第一項の規定は概ねは據て、も検査を取扱ふるに付て、厚生省大田の理法による医療品等の1箱を提出せよ。新田辰郎（昭和三十八年五月一日付）

改 正 案

現 行

1 検査を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤		

1 検査を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤		

検査を受けるべき医薬品	手 数 料	試 驗 品 の 数 量
(略)		
乾燥B C G 脳膜内用(コンノート株)	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 25本
(略)		
乾燥B C G 脳膜内用(日本株)	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
(略)		
乾燥B C G 脳膜内用(日本株)	中間段階	207,200円 1mL中80mgの濃度において5mLのもの 2本
最終段階		
乾燥B C G ワクチ	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
(略)		
乾燥B C G ワクチ	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 40本
(略)		
2 小分製品につき内容量が液状		

製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。
23本

	最終段階	112,100円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 40本
(略)			2 内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本

2 検定基準 生物学的製剤

(略)

乾燥B C G膀胱内用(コンノート株)

生物学的製剤基準の乾燥B C G膀胱内用(コンノート株)の条の3.4.1及び乾燥B C G膀胱内用(日本株)の条の3.3.7に規定する試験法によるものとする。

(削除)

乾燥B C G膀胱内用(日本株)

生物学的製剤基準の乾燥B C G膀胱内用(日本株)の条の3.3.1及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。

(削除)

2 検定基準 生物学的製剤

(略)

乾燥B C G膀胱内用(コンノート株)

生物学的製剤基準の乾燥B C G膀胱内用(コンノート株)の条の3.4.1及び3.4.8並びに乾燥B C G膀胱内用(日本株)の条の3.3.6及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。

乾燥B C G膀胱内用(日本株)(中間段階)

生物学的製剤基準の乾燥B C G膀胱内用(日本株)の条の3.2.3に規定する試験法によるものとする。

乾燥B C G膀胱内用(日本株)(最終段階)

生物学的製剤基準の乾燥B C G膀胱内用(日本株)の条の3.3.1及び3.3.7に規定する試験法によるものとする。

乾燥B C Gワクチン(中間段階)

生物学的製剤基準の乾燥B C Gワクチンの条の3.2.3に規定する試験法によるものとする。

乾燥B C Gワクチン(最終段階)

生物学的製剤基準の乾燥B C Gワクチンの条の3.3.1及び3.3.6に規定する試験法によるものとする。

(略)

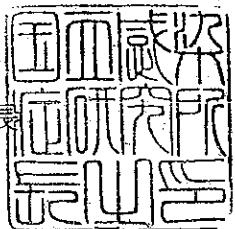
	最終段階	112,100円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 40本
(略)			2 内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本

感染研検第594号

平成21年11月13日

厚生労働省医薬食品局長 殿

国立感染症研究所長

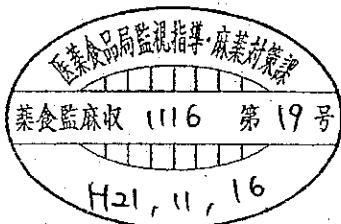


薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正に係る資料の作成について(回答)

平成21年11月5日付薬食発110-5第4号をもって依頼のあった標記について、下記のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 手数料及び試験品の数量 | 別添1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品
数量 |
| 2 検定基準 | 別添1 検定基準 |
| 3 改正の要否とその理由 | 要
別添2 検定基準から試験を削除する理由
なお、標準的事務処理期間については改正ありません。 |



○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）

改 正 案		現 行	
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤		1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤	
医薬品		医薬品	
(塗)	(塗)	検定を受けるべき医薬品	手 数 料 試 験 品 の 数 量
乾燥B C G 勝胱内用(コシノート株)	112,100円	小分製品につき 内容量が液状製剤として3mLに 相当する量であるとき。 25本	319,600円 用(コシノート株) 32本
乾燥B C G 削除膀胱内用(日本株)			207,200円 中間段階 最終バルクにつき 1mL中80mgの濃度において5mL のもの。 2本
最終段階	112,100円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mL 又は1mLに相当する量であると き。 23本	112,100円 最終段階 小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mL 又は1mLに相当する量であると き。 23本
乾燥B C G ワクチン			207,200円 中間段階 最終バルクにつき 1mL中80.0mgの濃度において5 mLのもの。 2本
最終段階	112,100円	小分製品につき 1 内容量が液状製剤として0.15	112,100円 最終段階 小分製品につき 1 内容量が液状製剤として0.15

mLに相当する量であるとき。

40本

2 内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。

23本

(塗)

mLに相当する量であるとき。

40本

2 内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。

23本

(塗)

2 検定基準 生物学的製剤

(塗)

乾燥B CG膀胱内用（コンノート株）
生物学的製剤基準の乾燥B CG膀胱内用（コンノート株）の条の3.4.1
及び乾燥B CG膀胱内用（日本株）の条の3.3.7に規定する試験法による
ものとする。
削除

乾燥B CG膀胱内用（日本株）（最終段階）
生物学的製剤基準の乾燥B CG膀胱内用（日本株）の条の3.3.1及び3.
3.7に規定する試験法によるものとする。

削除

乾燥B CGワクチン（最終段階）
生物学的製剤基準の乾燥B CGワクチンの条の3.3.1及び3.3.6に規定
する試験法によるものとする。
(塗)

2 検定基準 生物学的製剤

(塗)

乾燥B CG膀胱内用（コンノート株）
生物学的製剤基準の乾燥B CG膀胱内用（コンノート株）の条の3.4.1
及び3.4.8並びに乾燥B CG膀胱内用（日本株）の条の3.3.6及び3.3.7に
規定する試験法によるものとする。
乾燥B CG膀胱内用（日本株）（中間段階）
生物学的製剤基準の乾燥B CG膀胱内用（日本株）の条の3.2.3に規定
する試験法によるものとする。

乾燥B CG膀胱内用（日本株）（最終段階）
生物学的製剤基準の乾燥B CG膀胱内用（日本株）の条の3.3.1及び3.
3.7に規定する試験法によるものとする。
乾燥B CGワクチン（中間段階）
生物学的製剤基準の乾燥B CGワクチンの条の3.2.3に規定する試験法
によるものとする。
乾燥B CGワクチン（最終段階）
生物学的製剤基準の乾燥B CGワクチンの条の3.3.1及び3.3.6に規定
する試験法によるものとする。
(塗)

検定基準から試験を削除する理由

削除する試験項目	該当製剤	削除する理由	備考
有毒結核菌否定試験	1. 乾燥BCG膀胱内用(コンノート株) 2. 乾燥BCG膀胱内用(日本株)-中間段階 3. 乾燥BCGワクチン-中間段階	本試験はBCGの製造にあたって継代培養中に有毒な結核菌が生じ、製剤中に混入していないことを確認する試験である。ところでBCGは多くの遺伝子を失ったことにより病原性が失われたと考えられている。1922年にBCGの接種が始まってから現在まで、BCGの継代培養により有毒な結核菌が生じたという報告はない。自家試験、国家検定でもこれまで不合格がない。これらの理由から、本試験は検定基準からの削除が妥当である。	
菌量測定試験	1. 乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)	本試験は、該当製剤のバイアル中に含まれるBCGの菌量が規格値以内であることを確認する試験である。バイアル中の菌量は、メーカーの製造工程において充填量を管理することによって規格値内となるように製造されている。これまで自家試験、国家検定とともに不合格がない。これらの理由から検定基準からの削除が妥当である。	